



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*11 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別記第 1 号様式（第 5 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">入 札 書</p> <p>略 ただし、___ 年度第 号 略 ___ 年 月 日 略</p> </div> <p>備考 略</p> | <p>別記第 1 号様式（第 5 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">入 札 書</p> <p>略 ただし、平成 年度第 号 略 平成 年 月 日 略</p> </div> <p>備考 略</p> |
| <p>別記第 2 号様式（第 6 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">見 積 書</p> <p>略 ただし、___ 年度第 号 略 ___ 年 月 日 略</p> </div> <p>備考 略</p> | <p>別記第 2 号様式（第 6 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">見 積 書</p> <p>略 ただし、平成 年度第 号 略 平成 年 月 日 略</p> </div> <p>備考 略</p> |
| <p>別記第 3 号様式（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1 工事年度及び工事番号 ___ 年度 第 号 略 4 工 期 着工 ___ 年 月 日 この間 日 完成 ___ 年 月 日 略 この契約の証として、この証書 2 通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。 ___ 年 月 日</p> </div> | <p>別記第 3 号様式（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1 工事年度及び工事番号 平成 年度 第 号 略 4 工 期 着工 平成 年 月 日 この間 日 完成 平成 年 月 日 略 この契約の証として、この証書 2 通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。 平成 年 月 日</p> </div> |

略

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出をさせることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは

略

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出の義務を履行させることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは

、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

注3の2 (消費税及び地方消費税の税率の改正に基づく請負代金額の変更)

第25条の2 発注者及び受注者は、工事的物の引渡しの日までに消費税及び地方消費税の税率の改正が行われたときは、請負代金額を改正後の消費税及び地方消費税の税率により算定した請負代金額に変更するものとする。

2 受注者は、前項の規定による請負代金額の変更後において、当該変更に係る消費税及び地方消費税の税率の改正による賃金水準又は物価水準の変動について、前条の規定による請負代金額の変更を請求してはならない。

略

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

略

注3：契約後VE方式工事においては、第19条にこの条を追加する。

注3の2：契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正が行われる場合には、第25条の次にこの条を追加する。

略

別紙2

仲 裁 合 意 書

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、和歌山県(以下「発注者」という。)及び(以下「受注者」という。)は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

略

年 月 日

略

、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

略

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

略

注3：契約後VE方式工事においては、第19条にこの条を追加する。

略

別紙2

仲 裁 合 意 書

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、和歌山県(以下「発注者」という。)及び(以下「受注者」という。)は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

略

平成 年 月 日

略

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

建設工事請負変更契約書

1 工事年度及び工事番号 ____ 年度 第 号
略
和歌山県 (以下「発注者」という。) と
(以下「受注者」という。) とは、____ 年
月 日締結した上記工事の請負契約 (以下
「原契約」という。) の一部変更について次
のとおり契約を締結する。
略
2 現契約の完成期日を____ 年 月 日に
変更する。
略
この契約の証として、この証書 2 通を作成
し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の
上各自 1 通を保有する。
____ 年 月 日
略

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

建設工事請負変更契約書

1 工事年度及び工事番号 平成 年度 第 号
略
和歌山県 (以下「発注者」という。) と
(以下「受注者」という。) とは、平成 年
月 日締結した上記工事の請負契約 (以下
「原契約」という。) の一部変更について次
のとおり契約を締結する。
略
2 現契約の完成期日を平成 年 月 日に
変更する。
略
この契約の証として、この証書 2 通を作成
し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の
上各自 1 通を保有する。
平成 年 月 日
略

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

略 下請負 (委任) 通知書

略

5 下請負人等の業種、工期、金額 円

6 現場担当責任者の氏名

7 下請負等に付する理由

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

略 下請負 (委任) 通知書

略

5 下請人等の業種、工期、金額 (円)

6 現場担当責任者の氏名

7 下請等に付する理由

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。